

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【EU・規制動向】

○EIOPA がソルベンシー II の監督者向けガイドライン策定を予定していることを公表

2012年12月20日、欧州保険・職域年金監督機構（EIOPA）は、ソルベンシー II への段階的な移行を目指し、ソルベンシー II の規定の部分導入のための各国の監督者向けガイドラインを2013年春頃に策定することを公表した。EIOPA では、このガイドラインの内容を2014年1月までに導入することを各国監督者に求める予定である。

欧州議会（European Parliament）および EU 会員諸国においてソルベンシー II の最終承認がなされていない中、EIOPA と欧州委員会（European Commission）は、各国の監督者が各国独自の方法で規定を適用することを懸念している。この監督者向けガイドラインでは、ガバナンス・システム、リスク・マネジメント・システム、保険会社のリスクの自己評価、内部資本モデルの事前申請、監督者への報告等を網羅する予定であり、このガイドラインにより重要事項については段階的な導入を図る。

ソルベンシー II は、生命保険等の長期の貯蓄性商品に関する規定導入の影響を懸念するイギリス・ドイツ・フランスの保険会社がロビー活動を展開しており、その影響により導入が遅れている。EIOPA は、長期の貯蓄性商品への影響に関する調査研究を2013年1月より開始し、大幅に規定を変更する必要があるかを2013年6月末に判断する、としている。

EIOPA のガブリエル・ベルナルディーノ議長は、ソルベンシー II の完全適用は早くても2016年になると見ているが、2013年に政治的決断が行われなければ2016年の完全適用は危うい、と述べている。

(REUTERS 2012.12.20、Bloomberg 2012.12.20 ほか)

【EU・市場動向】

○欧州の保険会社は、現在のユーロ圏の金融危機に際し銀行に比べ影響が少ない

2012年12月18日、格付機関のムーディーズ・インベスターズサービス（Moody's Investors Service：以下「ムーディーズ」）は、「金融危機時における欧州の保険会社の業績は、銀行との違いを浮き彫りにする」と題するレポートを公表した。このレポートによれば、欧州の銀行と保険会社とでは、ビジネス・モデルが異なっており、2008年から2009年のグローバル金融危機および現在のユーロ圏の金融危機に際しては、これまでのところ保険会社の方が銀行に比べ受ける影響が少ないとされている。

現在の金融危機においては、保険会社はそのビジネス・モデルの性質から、銀行よりも信用リスクに関して受ける影響が少ない。過去5年間の業界平均で、ユーロ圏の銀行の信用評価が5段階（notches）低下したのに対し、保険会社の財務力格付けは1段階

しか低下していない。

ムーディーズは、現在の金融危機において、保険会社が銀行に比べ相対的に影響を受けにくい重要な要因として次の点を指摘している。

- 資本市場への依存が（特に資金調達に関して）少ない。
- 資産・負債のマッチングおよび資産の流動性のレベルが良好である。
- 損害保険会社は、保険引受の収益性が良好であり、経済環境が低迷する中でも比較的影響を受けにくくなっている。
- 生命保険会社は、投資損失を顧客とシェアする契約を有しており、このような契約がオフ・バランスの資本を増加させる効果をもたらしている。

ただし、現在、欧州の保険会社のおよそ半数の格付けは、ネガティブ見通し、または格下げ方向での見直し中にあり、経済環境がさらに悪化すれば、多くの保険会社の格付けに対しさらに下押し圧力が加わることになる、としている。

また、将来発生し得る金融危機の性質によっては、銀行よりも保険会社の方が大きな影響を受ける可能性もあり、例えば、株式市場の大幅な下落や低金利の長期化等が生じた場合は、銀行以上に大きな影響を受ける保険会社も出てくる可能性があるとしている。

(Moody's Investors Service ウェブサイト 2012.12.18)

【イギリス・規制動向】

○司法省がむち打ち症に関する諮問の実施を公表

イギリスでは警察に報告される自動車事故件数が 2006 年以降 20%減少しているにもかかわらず、むち打ち症に関する保険金請求は同時期で 60%増加しており、保険詐欺による請求も含まれていると疑われている。保険業界の試算によると、むち打ち症の保険金支払により自動車保険の 1 件あたりの保険料が 90ポンド¹押し上げられている。

このような状況の中、司法省 (MOJ) は 2012 年 12 月 11 日にむち打ち症に関する諮問を実施することを公表した。この諮問においては、過大請求や虚偽請求等を排除するため独立した医療研究班を設置し、むち打ち症の診断を改善すること、保険会社の訴訟費用を軽減し、保険会社が疑わしい請求を訴えやすくするようむち打ち症に関する訴訟の多くを少額裁判所で取り扱えるようにすること等が検討される予定である。

保険業界が設立した保険詐欺対策機関である保険詐欺機構 (IFB) や英国保険協会 (ABI) は、司法省の諮問の実施を歓迎する意向を表明している。

(MOJ ニュースリリース 2012.12.11、ABI ニュースリリース 2012.12.11 ほか)

【イギリス・市場動向】

○若年女性ドライバーの自動車保険料は最大で 38%上昇する見込

EU 域内において性別に基づいた自動車保険料の設定を禁止する規定が 2012 年 12 月 21 日から適用されることを受け、英国保険ブローカー協会 (BIBA) は保険料への影響

を調査した。その結果、25歳以下の女性ドライバーの保険料は15%から38%程度上昇するのに対し、同年代の男性ドライバーの保険料は平均8%低下する見込であることが判明した。

BIBAはこの禁止規定の適用で最も影響を受けるのは若年女性ドライバーだとし、知識豊富な保険ブローカーに相談するよう、また、安全運転を行う若年女性ドライバーに大きな保険料割引が期待できるテレマティクス装置の車載を検討するよう勧めている。

併せてBIBAは、12月21日の直前での解約を考えているドライバーに対し、解約すれば解約手数料を取られる可能性や保険金請求をしている場合は解約返戻金を受け取れない可能性があること、さらに無事故割引にも影響する可能性があることを警告するとともに、解約をする前に保険ブローカーに相談するよう呼びかけている。

(BIBA ウェブサイト 2012.12.18)

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○ハリケーン・サンディの被害者救済法案がようやく下院を通過

ニューヨーク州やニュージャージー州などの米国北東部を襲い、全米で 125 名の死者を出したハリケーン・サンディの上陸から 60 日以上が経過した 2013 年 1 月 4 日に、ようやく被害者救済法案が下院を通過した。この法案は連邦洪水保険制度（NFIP）に 97 億ドルを追加融資する内容で、追加資金は NFIP に加入しているハリケーン・サンディの被害者に対する保険金に充てられる。

同法案は 2013 年 1 月 3 日に開会した第 113 議会における最初の可決法案となったが、同法案を巡っては、下院議長が 2013 年 1 月 2 日に閉会した第 112 議会での可決を見送ったことで批判が続出し、NFIP の運営主体である連邦危機管理庁（FEMA）も追加融資が認められなければ手元の資金は来週にも底をつくとの声明を発表していた。

現在、同法案は上院に審議の場が移されているが、同法案では今回のような一時的な追加資金投入をいつまで続けるか、将来的にどのようなメカニズムで NFIP の借入金を減らしていくかについては触れられていない。

(Examiner.com 2013.1.4、Los Angeles Times 2013.1.5)

【市場動向】

○フィッチ・レーティングスの発表：米国の損害保険業界は安定的

格付機関のフィッチ・レーティングスは、2013 年の米国損害保険業界の見通しに関するレポートを公表し、米国の損害保険業界は引き続き安定的（stable）であるとの見通しを示した。このレポートの中でフィッチ・レーティングスは、ここ数年の市場低迷や経済停滞により収益性が低かったにもかかわらず、資本基盤は強固な状態が続いており、今後著しい逆境が発生したとしても十分賄える資本を有している、としている。

また、フィッチ・レーティングスは、ここ数年の厳しい市場競争や不適切な保険料率設定の反動により、保険料率は企業物件および個人物件の双方で上昇傾向にあり、上昇傾向は少なくとも 2013 年末頃まで続く、と見ている。

フィッチ・レーティングスでは、米国損害保険業界の 2012 年のコンバインド・レシオは前年より 5 ポイント改善し 103.4% となり、純利益は前年比 40% 増加、剰余金に対する利益率は 4.9% になると予測している。また、2013 年は引受利益および純利益ともに改善が見込まれ、剰余金に対する利益率は 6.6% になると見ている。

なお、フィッチ・レーティングスでは、巨大災害により剰余金が 20% 以上減少するような場合には、今回の見通しを見直す可能性があるとしている。

(REUTERS 2012.12.13、Property Casualty 360 2012.12.14 ほか)

【市場動向】

○アスベスト被害による保険金支払額は最終的に 850 億ドルに達する見込

格付機関の A.M.ベストが 2012 年 12 月に公表したレポートによれば、アスベスト被害による保険金請求額は最終的に 850 億ドルに達する見込である。前年までの同社の見込額は 750 億ドルであり、今回 100 億ドル引き上げられたことになる。損害保険業界はアスベスト関連の損害で毎年約 20 億ドルの保険金請求を受けており、損害保険業界にとってアスベストによる損害は大きな負担となっている。

アスベストの吸入が原因で引き起こされる石綿肺や中皮腫は潜伏期間が数十年と長い。さらに近年の裁判における原告（被害者）側の勝訴や支払保険金単価の上昇といった要因によって、A.M.ベストでは、この先何年も保険会社に対して相当多額な保険金請求が続くだろうと見ている。

(Dow Jones 2012.12.17、Property Casualty 360 2012.12.18)

【自然災害】

○ハリケーン・サンディによる保険損失は最大で 300 億ドルに達する可能性

2012 年 10 月 29 日にニュージャージー州南部に上陸した大型ハリケーン・サンディはニュージャージー州やニューヨーク州を中心に甚大な被害をもたらした。

米国の再保険ブローカーであるホルボーン (Holborn) が 2012 年 12 月に公表した試算によれば、ハリケーン・サンディおよびハリケーン・サンディの影響により発生した洪水による保険損失は最大で 300 億ドルに達する可能性があるとされている。ホルボーンは試算の内訳を、財物および自動車の風災の補償 (60 億～100 億ドル)、企業向けの洪水補償 (30 億～60 億ドル)、内国海上保険 (Inland Marine) (20 億～40 億ドル)、自動車の洪水補償 (20 億～30 億ドル)、外航海上保険 (Ocean Marine) (10 億～20 億ドル)、機器の破損・ボイラー・電源切断の補償 (10 億～20 億ドル)、その他の補償 (5 億～15 億ドル) および損害調査費用 (20 億～30 億ドル) としている。

ホルボーンのほか、イギリスのロイズ (Lloyd's) が 200 億～250 億ドル、米国の災害リスク・モデリング会社の大手 3 社である RMS が最大で 250 億ドル、EQECat が最大で 200 億ドルおよび AIR が最大で 220 億ドルとの試算結果を公表している。

(Property Casualty 360 2012.12.14、Insurance Insight 2012.12.19 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【中国・市場動向】

○中国の投資グループ復星国際（Fosun International）が再保険会社を香港に設立

中国の投資グループで財閥の復星国際（Fosun International）は、再保険会社 Peak Reinsurance（以下「Peak Re」）を香港に設立した。Peak Re の資本は 5 億 5,000 万ドルであり、復星国際は Peak Re の株式の 85.1%を保有している。

Peak Re は、アジアの損害保険市場は潜在成長力が高いこと、およびアジア太平洋地域において自然災害リスクのエクスポージャーが十分に保険でカバーされておらず、このニーズ拡大が見込まれることに着目し、アジア太平洋地域でのリーディング再保険会社となることを目指している。

アジアでは、中間層の拡大に伴い、損害保険市場が急成長している。アジアの損害保険料収入は、欧米の年 2%成長に対し、年 6~8%のペースで成長すると予測されている。Peak Re は、アジアの中間層は成長を持続するために保険カバーを必要としており、これをサポートするために再保険が重要であると考えている。Peak Re は、各国の公的部門および民間部門と再保険カバーの提供について既に話し合いを開始しており、今後 5 年間で、7つの新興市場における 100 社の保険会社顧客と取引することを目標としている。

(Financial Times 2013.1.9 ほか)

【インドネシア・市場動向】

○2013 年の生命保険部門および損害保険部門の見通しは安定的

格付機関のフィッチ・レーティングスは、2013 年のインドネシアの生命保険部門および損害保険部門の見通しにつき、成長する国内市場、持続的な保険料収入の拡大、規制の強化等を背景として、安定的 (stable) であると公表した。

2013 年も、インドネシアは保険の浸透度が非常に低い市場であること、自然災害リスクに対する認識が高まってきたこと等を背景として保険料収入は着実に増加すると予測している。インドネシアにおける保険の浸透度（GDP に対する保険料の割合）は 1.7%であり、米国の 8.1%、イギリスの 11.8%、シンガポールやマレーシアの 4%以上等に対し、かなり低い水準にとどまっている。

インドネシアでは、最低資本要件が 2012 年の 700 億インドネシア・ルピア（約 6 億 4,000 万円）から、2014 年には 1,000 億インドネシア・ルピア（約 9 億 1,000 万円）に引き上げられる予定であること等を含む規制の強化が、保険会社の統合を促進するものとフィッチ・レーティングスは見ている。小規模な保険会社や財務力の弱い保険会社は、新たな資本要件を満たすために他の保険会社と合併するか、市場からの退出を余儀なくされるため、

保険会社の数は減少する。このような動きは、長期的に、保険会社のリスクに対する認識をより高度化し、資本管理の能力を高めることにつながる可能性があるとしている。

外資による保険会社の所有は、米国、日本、韓国等の成熟市場の成長が鈍化する流れの中で、保険の浸透度が低いインドネシアにおいて拡大すると予測されている。インドネシアの外資による出資比率の上限は 80%であり、他のアジア諸国に比べ非常に高いため、これも外資の流入を促進する要素の 1 つとなっている。

一方、制度の透明性、情報開示制度等が不十分であることが、インドネシアの保険業界の成長見通しを抑制する要素となっている。しかし、規制の強化や外資の関心の高まりにつれ、事業環境は徐々に改善していくものとフィッチ・レーティングスは見ている。

(Asia Insurance Review 2012.12、Fitch Ratings ウェブサイト)